

議案第 24 号

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

森林の整備等に関する施策を推進する費用に充てるための石岡市森林環境譲与税基金を設置するため。

石岡市基金条例の一部を改正する条例

石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表積立基金に次のように加える。

石岡市森林環境譲与税基金	森林の整備等に関する施策を推進するための費用に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下この項において「法」という。）第27条の規定に基づき譲与を受けた森林環境譲与税の額を積み立てる。	市が実施する法第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てる時。
--------------	---	------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。